

彙報

人口問題研究第四卷第十、十一、十二號彙報目次

- 一、現情勢下に於ける國政運営要綱の閣議決定
- 二、業事法施行期日の件及同法施行令の公布
- 三、厚生省分課規程の改正
- 四、特定職種に對する男子就業禁止に關する件等の公布
- 五、兵役法中改正の件その他兵役關係諸法令の公布
- 六、滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件の閣議決定
- 七、大藏省の結婚保險並に修學保險要綱の發表
- 八、臺灣同胞に對する徵兵制施行の決定
- 九、大東亞會議の開催並に大東亞共同宣言の採擇
- 十、南方諸地域に關する諸情報

彙報

現情勢下に於ける國政運営要綱の閣議決定

戰局の緊迫に即應すべき國政の運営、特に國內態勢の各部門に於ける調期的刷新を目的とし昭和十八年九月二十一日の閣議は現情勢下に於ける國政運営要綱を決定、同日情報局より左の如く發表せられた。就中、その國內態勢強化方策は、必勝の信念と國民志氣の昂揚軍需生産特に航空戦力の飛躍的擴充、日滿を通ずる食糧の絶對的自給自足の確立、國內防衛態勢の徹底強化等を目標とし、之が具體的方途として行政運営の決戦化、國民動員の徹底等の諸施策を強力實踐せんとするもので、殊に國民動員の徹底に關する諸施策や帝都及び重要都市防衛の爲の官廳、工場等の地方分散に伴ふ、都市人口の疎散等は直接人口問題と關聯するところ極めて大きい。

現情勢下に於ける國政運営要綱

(昭和十八年九月二十一日閣議決定)

方針

内外の現時局に鑑み悠久なる國體觀念に徹し、必勝の信念を堅うし、各種の施策を完勝の一點に集中し、以て、聖戰目的を完遂せんとす。之が爲

- 一、統帥と國務との關係を更に緊密化し、其の間に寸隙なからしめ、雄渾活潑なる戰爭指導の遂行を期す。
- 二、雄渾活潑なる作戰に即應し國內諸般の態勢を徹底的に強化す。
- 三、戰爭完遂の一翼として機敏敏刺たる外交を行ふ。

國內態勢強化方策

- 第一、國內態勢強化の目標を左の諸點に置く、
 - 一、官民を擧げて常に今次聖戰の本義に徹せしむると共に、其の容易ならざる大業なることを覺悟せしめ、必勝の信念を以て、不屈不撓、盡忠報國の誠を致さしむ。
 - 二、國力を擧げて軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戦力の躍進的擴充を圖る。
 - 三、日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢を確立す。
 - 四、國內防衛態勢の徹底強化を圖る。
- 第二、國內態勢強化の爲特に執るべき方途左の如し。
 - 一、今次聖戰に對する思想を確立し、民心の作興を期し、國內言論の指導を強化すると共に、國內諸般の取締を強化し、苟も國論分裂の虞ある者に對しては徹底的の措置を講ず。
 - 二、行政運営の決戦化を圖る。
 - (イ) 政務執行の敏速化の徹底を圖る。
 - (ロ) 中央各廳業務を徹底的に地方廳に移讓すると共に地方行政の簡素敏活を圖り尚ほ地方行政協議會の機能強化す。
 - (ハ) 豫算の徹底的單純化。
 - (ニ) 官廳事務の徹底的簡素化就中許可認可事項の整理特に重要企業に對する書類監督制の廢止、監督系統の簡易化、決戦に不必要なる行政事務の廢止を徹底的に行ふ。
 - (ホ) 行政機構を整理し、其の徹底的簡素化を圖ると共に決戦行政遂行の態勢を整へしむ。

(一) 作業廳の施設並に人員の能率の徹底向上を圖る。

(ト) 前各號に關聯し、再び官廳人員の大幅縮減を行ふ。

(チ) 重要生産に對する軍官發注の統一を圖る。

(リ) 一層官紀の肅正を圖り之が爲必要な措置を講ず。

(ヌ) 官廳職務の決戦化を圖る。

(註) 時間の絶對的勵行、土曜半休制の廢止を行ひ、且晝夜を通じ、又休日と雖も、官廳の機能をして斷續なく運行せしむる如く措置す。

三、國民動員の徹底を圖る。
之が爲

(イ) 一般徵集猶豫を停止し理工科系統の學生に對し、入營延期の制を設く。

理工科系統の學校の整備擴充を圖ると共に法文科系統の大學、専門學校の統合整理を行ふ。

普通教育の爲に必要な教員の確保を圖ると共に其の採用に付ては廣く適材を得るの措置を講ず。

(ロ) 徵集徵用の範圍を擴大普遍化し、特種技術を掌る者以外の除外例を撤廢す。

(ハ) 女子の動員を強化す。

(ニ) 速に勤勞配置の適正を圖る。

(ホ) 停年制を撤廢する等各職域に於ける年齢の制限を撤廢し高齢者の活用を圖る。
(ヘ) 第二、九、一〇項に基く官廳等の整理に依りて、生ずる所の人員は、綜合的計畫の下に、

悉く、之を戰爭遂行に參與せしむ。

(ト) 義務教育八年制を引續き延期す。
四、國內防衛態勢の徹底強化の爲、特に左の方途を執る。

(イ) 國內防衛行政の統一的運營を圖る。

(ロ) 國家重要な地區、軍事上重要な施設並に軍事上重要な工場鑛山に對し極力防空を強化す。

(ハ) 帝都及重要都市の防衛を全くする爲に之等の都市に於ける官廳工場、家屋等に對し必要な整理を行ふ。

之が爲官廳は率先して措置を講ず、細目は別紙の如し。

公共團體、各種外廓團體、各種統制機關、統制會社等は官廳に準じ、所要の整理を行ふものとす。

(ニ) 前號に關聯し、速に官廳其の他の機構並に人員の地方分散の綜合的計畫を樹立實行す。

(ホ) 民間の企業整備を促進し、官廳の整理に準じて、帝都及重要都市に於ける家屋店舗の整理を行ふ。

五、重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ生産責任制を確立せしむる如く諸般の措置を講ず。

六、海陸輸送の一貫的強化を圖る。

七、租稅及國民貯蓄を更に強化し徹底的に資金の戦力集中を圖り其の効果を最大限に發揮せしむ。

八、價格及配給制度の徹底的簡素化を圖る。

九、各種外廓團體は官廳に準じ之を整理し及業務の運營に徹底的刷新を圖る。
一〇、各種統制機關並に統制會社等生産第二線部面

に對し徹底的整理を行ふと共に其の業務及事務に付き、官廳に準じて徹底的刷新を行ひ、其の人員を縮減す。

備考 方針一、及三、に關する方策に付ては別途考究す。

(別紙)
帝都及重要都市の防衛に關し官廳の措置すべき細目

一、官設工場に付ては其の業務を地方工場に移管し、之を廢止す。

二、要綱第三項の(イ)號の措置に即應し、學校校舎の整理を行ふ。

三、官廳事務の徹底簡素化に即應し官廳廳舎の整理を行ふ。

四、帝都並に重要都市に存在することを必要とせざる各種官廳施設の地方移轉を行ひ、其の廳舎を整理す。

之等に關聯して官廳廳舎の再配置を行ひ防空設備良好なるものに集中し、脆弱なる廳舎は、之を撤去疎開す。

藥事法施行期日の件及同法施行令の公布

藥事法施行期日の件並に同法施行令は、昭和十八年十月六日付官報を以て左の如く公布せられた。

藥事法施行期日ノ件 (昭和十八年十月五日勅令第七百六十二號)

藥事法ハ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス。